

## 大学が連帯保証を引き受ける際の手続き

アパートなどを借りる際に、連帯保証人を引受けてくれる人がいない場合は、以下の2点を条件に大学が連帯保証人を引受けることができます。連帯保証人を引受けてくれる人がいる場合にも、大学近辺の不動産会社を掲載していますので、参考にしてください。

### 【連帯保証引受の条件】

- ① 本学に在籍している、または新入学生の場合は本学の入学が確実（入学金・授業料等の納入などが完了している）であり、契約開始日が入学1ヶ月前以降であること
- ② ルールやマナー遵守についての誓約書の提出
- ③ 留学生住宅総合補償（留補償）の加入

### 【留学生住宅総合補償（留補償）について】

留補償は火事や水漏れ、後遺障害を対象とした保険です。

加入には 4,000 円/1 年（在籍期間が2年以上残っている人は 8,000 円/2 年で加入していただいています）が必要ですが、この保険に加入する場合には、他の火災保険などに加入しないが良いように不動産会社にお問い合わせしています。なお、留補償の期限が切れる前に大学から案内をします。その際には期限が途切れないように速やかに更新してください。

## 1. 賃貸物件の決定

本学に学生寮はありませんので、本学の学生厚生課に尋ねるか、民間の不動産会社で探してください（25,000 円/月程度のアパートを借りる人が多いです）。

### 【大学近辺の不動産会社（例）】

会社名	電話番号	住所
崇城大学宿所主	096-326-3408	崇城大学本館 1 階学生厚生課
秀拓（崇城大学のグループ企業）	096-352-0911	熊本市西区上熊本 3 丁目 20-6

賃貸物件を見る前に不動産会社に、下記の2枚の書類を渡してください。

### 【不動産会社に渡す書類】

- ① 外国人留学生に対する物件仲介上の取扱いについて（お願い）
  - ② 住居賃貸契約の連帯保証にかかるとの特約事項記載について
- ※この書類は大学が連帯保証人を引受ける条件などを記載した書類になっています。不動産会社にこの条件をご了承いただけない場合は、本学は連帯保証人になることはできません。

物件を決定したら、国際交流センターに誓約書を提出してください。

## 2. 入居申込

不動産会社に入居申込書を提出してください。連帯保証人の記入が必要であれば、一度国際交流センターに持ってきてください。

## 3. 契約締結

不動産会社で契約書（2部）を預かったら、国際交流センターに持ってきてください。留補償の加入手続きが完了したら、連帯保証人の欄に記入押印します。

その後、不動産会社に1部を提出し、残りの1部は自分でしっかりと保管しておいてください。